

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年2月7日

月曜日

号外

目次

告示

- 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し 2

告示

富山県告示第43号

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和4年2月7日

富山県知事 新田 八朗

当該指定障害児通所支援事業者の名称等

種類	取消年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和4年2月7日	1650200080	株式会社和	高岡市駅南二丁目3番5号	放課後等デイサービス暖路	高岡市美幸町一丁目4番55号

富山県告示第44号

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の25の規定により

公示する。

令和4年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

当該指定障害児通所支援事業者の名称等

種 類	取消年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等 サービス	令和4年2 月7日	1650200262	株式会社和	高岡市駅南 二丁目3番 5号	放課後等デ ィサービス 暖路戸出店	高岡市戸出 町三丁目15 番41号

富山県告示第45号

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年2月7日

富山県知事 新 田 八 朗

当該指定障害福祉サービス事業者の名称等

種 類	取消年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支 援B型	令和4年2 月7日	1611900414	株式会社和	高岡市駅南 二丁目3番 5号	就労継続支 援B型事業 所しずく	射水市三ヶ 845番地